

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第21号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「次に掲げる場合」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

第12条第2項第1号中「172,550円」を「177,950円」に改め、同項第2号中「77,890円」を「81,290円」に改め、同項第3号中「86,280円」を「88,980円」に改め、同項第4号中「38,900円」を「40,600円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,340」を「6,618」に、「8,085」を「8,283」に、「9,640」を「9,795」に、「10,810」を「10,923」に、「11,645」を「11,718」に、「12,388」を「12,438」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,340」を「5,568」に、「6,310」を「6,470」に、「6,925」を「7,038」に、「8,028」を「8,093」に、「8,908」を「8,950」に、「9,370」を「9,398」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。